

令和4年5月26日（木曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠席議員	2 頁
○説明のため出席した者	2 頁
○職務のため出席した事務局職員	3 頁
○開会宣告	4 頁
○開議宣告	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 会期の決定	4 頁
○諸般の報告	4 頁
○日程第 3 議案第57号から	
日程第15 議案第69号まで	4 頁
○委員会付託省略の議決	6 頁
○休会の件	7 頁
○散会宣告	7 頁

令和4年5月31日（火曜日）第2号

○議事日程	9 頁
○本日の会議に付した事件	9 頁
○出席議員	9 頁
○欠席議員	9 頁
○説明のため出席した者	9 頁
○職務のため出席した事務局職員	10 頁
○表彰状の伝達	11 頁
○開議宣告	13 頁
○日程第 1 一般質問	13 頁
2 番 花 田 進 議員	14 頁
5 番 外 崎 英 継 議員	19 頁
16 番 平 山 秀 直 議員	25 頁
○散会宣告	38 頁

令和4年6月1日（水曜日）第3号

○議事日程	4 1 頁
○本日の会議に付した事件	4 1 頁
○出席議員	4 1 頁
○欠席議員	4 1 頁
○説明のため出席した者	4 1 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 2 頁
○開議宣告	4 3 頁
○日程第 1 議案第57号から議案第68号まで	4 3 頁
○休会の件	4 4 頁
○散会宣告	4 4 頁

令和4年6月9日（木曜日）第4号

○議事日程	4 5 頁
○本日の会議に付した事件	4 6 頁
○出席議員	4 6 頁
○欠席議員	4 6 頁
○説明のため出席した者	4 6 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 7 頁
○開議宣告	4 8 頁
○日程第 1 議案第57号から	
日程第 5 議案第68号まで	4 8 頁
○日程第 6 議案第58号から	
日程第 9 議案第65号まで	4 9 頁
○日程第10 議案第66号及び	
日程第11 議案第67号	5 1 頁
○日程第12 議案第61号	5 2 頁
○日程第13 議案第70号	5 4 頁
○委員会付託省略の議決	5 5 頁
○日程第14 発議第 2号	5 6 頁
○委員会付託省略の議決	5 6 頁

○日程第15 発議第 3号	58頁
○委員会付託省略の議決	58頁
○日程第16 発議第 4号	60頁
○委員会付託省略の議決	61頁
○日程第17 発議第 5号	61頁
○委員会付託省略の議決	62頁
○市長挨拶	63頁
○閉会宣告	63頁

署名	65頁
----	-----

参考資料

○議決結果表	67頁
○会期及び日程	69頁
○一般質問通告表	71頁
○議案付託区分表	73頁

令和４年五所川原市議会第３回定例会会議録（第１号）

◎議事日程

令和４年５月２６日（木）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 議案第５７号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 ４ 議案第５８号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 ５ 議案第５９号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 ６ 議案第６０号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 ７ 議案第６１号 令和４年度五所川原市一般会計補正予算（第１号）
- 第 ８ 議案第６２号 五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 ９ 議案第６３号 五所川原市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第１０ 議案第６４号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第１１ 議案第６５号 工事請負契約の締結について
- 第１２ 議案第６６号 財産の取得について
- 第１３ 議案第６７号 財産の取得について
- 第１４ 議案第６８号 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第１５ 議案第６９号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２１名）

１番 藤 森 真 悦 議員

２番 花 田 進 議員

3 番 高 橋 美 奈 議員
 5 番 外 崎 英 継 議員
 7 番 黒 沼 剛 議員
 9 番 山 田 善 治 議員
 1 1 番 松 本 和 春 議員
 1 3 番 成 田 和 美 議員
 1 5 番 秋 元 洋 子 議員
 1 7 番 三 潟 春 樹 議員
 1 9 番 山 口 孝 夫 議員
 2 2 番 加 藤 磐 議員

4 番 磯 邊 勇 司 議員
 6 番 寺 田 幸 光 議員
 8 番 桑 田 哲 明 議員
 1 0 番 鳴 海 初 男 議員
 1 2 番 木 村 慶 憲 議員
 1 4 番 吉 岡 良 浩 議員
 1 6 番 平 山 秀 直 議員
 1 8 番 木 村 博 議員
 2 0 番 伊 藤 永 慈 議員

◎欠席議員（1名）

2 1 番 木 村 清 一 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長
 副 市 長
 総 務 部 長
 財 政 部 長
 民 生 部 長
 福 祉 部 長
 経 済 部 長
 建 設 部 長
 上 下 水 道 部 長
 会 計 管 理 者
 教 育 長
 教 育 部 長
 選 挙 管 理 委 員 会 長
 委 員 長
 選 挙 管 理 委 員 会
 事 務 局 長
 監 査 委 員

佐々木 孝 昌
 一 戸 治 孝
 小 林 耕 正
 三 橋 大 輔
 佐々木 秀 文
 藤 元 泰 志
 川 浪 治
 三 和 不二義
 中 谷 吉 範
 伊 藤 一二三
 原 真 紀
 藤 原 弘 明
 中 谷 昌 志
 有 馬 敦
 小田桐 宏 之

監査委員長 事務局長	岡田正人
農業委員会会長	森義博
農業委員会事務局長 経済部参事・ 農林政策課長事務取扱	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
市民課長	鳴海新一
福祉政策課長	柏谷哲治
商工観光課長	工藤義人
土木課長	古川清彦
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	永山大介

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長谷川哲
次長	今智司

◎開会宣告

○磯邊勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和4年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯邊勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、18番、木村博議員、19番、山口孝夫議員、20番、伊藤永慈議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○磯邊勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月9日までの15日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○磯邊勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第1号から報告第7号までの7件の報告がありました。

また、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。これらにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願ひます。

◎日程第 3 議案第57号から

日程第15 議案第69号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第3、議案第57号 専決処分の承認を求めることについてから日程第15、議案第69号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの13件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

改めておはようございます。それでは、令和4年五所川原市議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第57号から議案第60号までの4件は、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第57号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第58号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第59号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第60号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第61号は、令和4年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,780万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ313億4,580万5,000円とするものであります。新型コロナワクチンの4回目接種に係る経費を計上するほか、児童生徒の感染拡大防止のため、市内小中学校に配付する検査キットの購入に要する経費等を計上するため提案するものであります。

議案第62号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第63号は、五所川原市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、市の全域が過疎地域として公示されたことに伴い、産業振興促進区域における固定資産税の特別措置の適用地域を拡大するため提案するものであります。

議案第64号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市国民健康保険運営協議会の委員構成を変更するため提案するものであります。

議案第65号は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号及び議案第67号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。五所川原市過疎地域持続的発展計画を変更するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。十三財産区管理会財産区管理委員として矢本良博氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第15、議案第69号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任については委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 議案第69号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は同意されました。

◎休会の件

○磯邊勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明27日及び30日の両日は、議案熟考のため休会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、明27日及び30日の両日は休会することに決しました。

なお、28日及び29日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は
31日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯邊勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

令和４年五所川原市議会第３回定例会会議録（第２号）

◎議事日程

令和４年５月３１日（火）午前１０時開議

第 １ 一般質問（３人）

２番 花田 進 議員

５番 外崎 英継 議員

１６番 平山 秀直 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２１名）

１番 藤 森 真 悦 議員

３番 高 橋 美 奈 議員

５番 外 崎 英 継 議員

７番 黒 沼 剛 議員

９番 山 田 善 治 議員

１１番 松 本 和 春 議員

１３番 成 田 和 美 議員

１５番 秋 元 洋 子 議員

１７番 三 潟 春 樹 議員

１９番 山 口 孝 夫 議員

２２番 加 藤 磐 議員

２番 花 田 進 議員

４番 磯 邊 勇 司 議員

６番 寺 田 幸 光 議員

８番 桑 田 哲 明 議員

１０番 鳴 海 初 男 議員

１２番 木 村 慶 憲 議員

１４番 吉 岡 良 浩 議員

１６番 平 山 秀 直 議員

１８番 木 村 博 議員

２０番 伊 藤 永 慈 議員

◎欠席議員（１名）

２１番 木 村 清 一 議員

◎説明のため出席した者（２６名）

市 長 佐々木 孝 昌

副 市 長 一 戸 治 孝

総 務 部 長 小 林 耕 正

財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	中 谷 吉 範
会 計 管 理 者	伊 藤 一二三
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	有 馬 敦
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長 経 済 部 参 事・ 農林政策課長事務取扱	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健康推進課長	松 山 明 央
子育て支援課長	山 内 かおり
商工観光課長	工 藤 義 人
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
学校教育課長	五十嵐 圭 一

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎表彰状の伝達

○磯邊勇司議長 議場の皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛にお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

議事に入る前に、去る5月25日開催の全国市議会議長会第98回定期総会において、市政の振興に努められた功績により、在職15年以上の議員として吉岡良浩副議長、山田善治議員、鳴海初男議員、花田進議員、成田和美議員の5名が表彰されました。心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

これより表彰状の伝達を行います。受賞された方々は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

吉 岡 良 浩 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第98回定期総会に
あたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清 水 富 雄

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

山 田 善 治 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第98回定期総会に
あたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

鳴海 初男 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第98回定期総会に
あたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

花田 進 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第98回定期総会に
あたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

成 田 和 美 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第98回定期総会に
あたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和4年5月25日

全国市議会議長会

会長 清 水 富 雄

(表彰状贈呈)

(拍手)

○磯邊勇司議長 以上をもって、表彰状の伝達を終わります。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

改めておはようございます。このたび全国市議会議長会の表彰の栄に浴されました吉岡良浩副議長、山田善治議員、鳴海初男議員、花田進議員、成田和美議員に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたびの表彰は、議員各位の長年にわたる市勢伸展、市民福祉の向上に取り組まれた御功績が認められたものであり、心より敬意と祝意を表するものであります。今回の表彰を一つの契機として、今後とも御健康に十分留意いただきながら、当市のさらなる発展のため、より一層の御支援と御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。誠におめでとうございます。

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯邊勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、2番、花田進議員の質問を許可いたします。2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 日本共産党の花田進です。第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

初めに、3月第2回定例会で提案した二酸化炭素排出実質ゼロ表明を4月に市長は表明しました。今後の五所川原市の二酸化炭素削減への取組を期待して、通告に従い質問します。

初めの質問は、子供の医療費助成についてであります。子供の医療費は、議員になって以来、12回質問し、今回で13回目となります。子供の医療費は、対象年齢の拡大が最も重要なことではありますが、窓口無料化をすると国がペナルティーを科すことから、償還払いから窓口無料化にできるか、そのために自動償還払い、すなわち窓口で支払った医療費を口座登録を行い、振り込むなどの提案もさせていただきました。さらには、所得制限を設けるかどうか、入院、通院で区別するか、自己負担のありなしの多くの課題があります。これまでの五所川原市での医療費助成の過程をお知らせください。

医療費の助成は、本来国が行うべきと考えますが、自治体が独自に行う中で、若い人たちがどこに住むか判断する選択肢となっています。現在、高校までの医療費助成が県内では昨年時点で18自治体で実施されています。市では八戸市、弘前市で行われ、いずれも入院のみです。近隣市町村では中泊町が実施しております。当市で高校生までの医療費を助成したら幾らになるかお伺いいたします。

さらに、住みよい五所川原にするために、思い切って高校生まで医療費の助成を実施してはいかがでしょうか。

2番目の質問は、公契約条例についてであります。聞き慣れない条例ですが、公契約条例とは、自治体が発注する公共事業、業務委託等に従事する従事者の賃金、報酬下限を設定し、自治体、受注者の責任を契約事項に加えることを定めた条例で、ILO（国際労働機関）第94号条約に基づいています。全国では76自治体ほどが制定し、県内では八戸市とおいらせ町が制定しています。現在、市の入札で行われている公共事業における労働条件等の確認はどのようになっているかお聞きします。

公契約条例の第一の目的は、自治体が発注する公共事業や業務委託などに従事する労働者の賃金の下限を最低賃金法が定める金額よりも高い水準を設定し、受注者に対して

その金額以上を支払うよう求めるものです。そのことによって、賃金の底上げを図り、労働者の生活を守り、公共事業や公共サービスの質を確保し、市民生活の向上を目指すものです。公共事業や公共サービスの現場で働く労働者の実態を放置しては、労働者の生活だけでなく、公共事業や公共サービスの質も守ることはできません。当市で、公契約条例制定を検討するべきではないでしょうか。

理事者側の誠意ある答弁をお願いし、一括質問を終わります。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 おはようございます。子供の医療費助成のこれまでの経緯についてお答えをいたします。当市の子供の医療費助成制度につきましては、安心して子供を産み育てられるよう、子育て環境を整えることが重要であるとの考えから、これまで段階的に給付対象を拡大してきたほか、給付の方法も現物給付にするなど利便性においても充実を図ってきたところでございます。平成30年度には、保護者の所得制限を撤廃したほか、令和元年10月からは小中学生の入院、令和2年8月からは小中学生の通院も給付対象とし、中学生までの医療費の完全無償化を実施、現在その円滑な運用に努めているところでございます。

続きまして、対象を高校生まで拡大した場合の助成費用についてお答えをいたします。現在の中学生までの入院、通院を対象とした助成内容における令和3年度子ども医療費の助成費用の実績額は、約1億500万円となっております。財源の内訳は、青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金が約2,000万円、一般財源が約8,500万円となります。対象を高校生までに拡大した場合、小中学生1人当たりの助成額を基に試算しますと約2,300万円の増加が見込まれますが、高校生については県の補助金の対象外であるため、全額一般財源となります。

以上です。

○磯邊勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうからは高校生までの医療費の助成を実現できないかについてお答えをさせていただきます。

未来を担う子供への支援のため、子育て世代が安心して働ける環境を整備し、健全な地域社会の土台をつくることが重要であると考え、これまで給食費や中学生までの子供の医療費の完全無償化の実現をしてまいりました。今年度は、保育料の引下げといった経済的支援など、子育て支援施策に注力をしてきました。

子供の医療費助成の対象を高校生まで拡大することは、子育て世代の経済的負担が軽

減され、子育て環境のさらなる充実につながるものと認識をしておりますので、今後このことについても十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○磯邊勇司議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 公契約条例の検討についてということで、当市の条件等の確認についてどうなっているかお答えいたします。当市の公共事業における労働条件等の確認については、建設工事等公共事業の発注の際に、国が示すガイドラインなどに基づいて行っているところです。建設工事発注に際しては、工事の品質確保や低価格入札による労働者へのしわ寄せを防ぐために、低入札価格調査制度、また最低制限価格制度を導入しております。受注者の労働条件までは確認しておりませんが、請負業者については雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していることを条件としております。

それともう一つ、公契約条例の検討について、制定を検討できないかという御質問でございます。議員の御質問の中にもありましたとおり、今現在公契約条例については、県内では八戸市とおいらせ町、また全国においても約４％と低い水準で制定されております。また、その内容につきましては、理念だけを述べる理念条例、また具体的な条例と２種類確認しております。

適正な労働環境の確保、これが主な目的ですが、処遇や労働条件につきましては労働基準法、また労働安全衛生法等の法令に基づいて決められております。公契約条例の制定については、社会情勢を把握しつつ、全国的にも導入がなかなか進んでいないという実情を踏まえた上で、先行事例も参考にしながら調査してまいりたいと思っております。

以上です。

○磯邊勇司議長 ２番、花田進議員。

○２番 花田 進議員 まず、子供の医療費のことですが、五所川原は令和２年８月より対象年齢をようやく中学校まで引き上げ、県内最低の水準を抜け出しました。その大きな起点になったのは、市内女性団体からの請願でした。平成３０年３月議会に提出された請願は、至誠公明会が反対し、不採択となりましたが、粘り強く、同年９月に２回目の請願を提出し、全会一致で採択されたことではないでしょうか。これは、議会も大きな力を果たしたと思っております。

当市の医療費無料化は、窓口無料化や所得制限がないなど、中学校まで対象としている中ではそれなりに評価できるものと思います。

質問ですが、医療費を助成すると病院に多くかかり、負担が増加するという意見で反対意見もこれまでありました。医療費助成による医療費の増加は見られるのでしょうか、

お伺いします。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

当市では、平成27年度より子ども医療費について現物給付による助成を行っております。議員御質問の現物給付を開始したことによる助成費用への影響額につきましては、給付対象を年々拡大してきていることから、給付開始前との比較が困難になっておりますけれども、ただ月ごとの助成額にはほぼ差は見られないことから、現物給付あるいは医療費を無償化したことによって、特に医療費が増えたとか、そういうことはないものと認識しております。

現物給付による医療費の助成は、窓口で支払いをすることなく、必要なときに必要な医療を受けられることから、保護者負担の軽減と利便性の向上により、子育て環境の充実につながっているものと認識してございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今窓口無料化になっているわけですが、市内の病院を利用した場合は無償になるのは大体想像はつくんですが、市外や県外を利用した場合にはどのように助成されるのか、お伺いします。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

現物給付につきましては、医療機関を受診する際に五所川原市子ども医療費受給資格証を提示することで、保険診療における自己負担分の支払いが不要となる助成方法でございます。対象となる地域は、これは青森県内の医療機関となっております。

なお、整骨院、それから県外の医療機関では適用されませんので、一度お支払いいただいた後、市に申請していただく、いわゆる償還払いによる助成となります。

以上です。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 高校生の医療費助成ということを考えたときに、これは市長も何か次の選挙戦の公約に掲げているようでありますが、一度にできないだろうというふうに考えますので、例えば所得制限を設けた場合とか、入院だけに限るとか、そういう場合はどういう、幾らぐらいの助成額が必要なのかお伺いします。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

当市の高校生の医療費分として試算された2,300万円に対し、他市の実施例を参考に、児童手当の特例基準以下という所得制限を設定した場合は総額で2,200万円、児童扶養手当の基準で所得制限を設定した場合は1,000万円の助成額となります。

以上です。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 通告していなかったもので、入院だけにした場合とかの想定額はないんですか。

○磯邊勇司議長 答弁。福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 申し訳ありません。入院については試算しておりません。後ほどお伝えしたいと思います。失礼します。

○磯邊勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 いずれにしても、「子育てするなら五所川原」ということで、市の部門ではまだ弘前と八戸しか高校生を対象としていないわけで、それも入院対象で、所得制限があるという、かなり限定された助成をしています。ぜひ五所川原もいち早く市の部門で高校生まで助成するということを実施してほしいということを強く要望して、子供の医療費助成についての質問は終わります。

公共事業における労働条件等の確認はどうなっているのかということで、国のガイドラインに従ってやっていますということで、雇用保険だとか、建設業退職共済だとか、いろんなことの提出書類は出されているかと思うんですが、それが守られているのかどうかという実際のことは、このままでは把握できないわけです。公契約条例をしっかりとつくることによって、それが守られるということを確認することができるわけですので、ぜひ公契約条例を制定している自治体に調査に行くとか、そういうことをやってほしいというふうに思います。一番先にやったのは、一応千葉県の野田市だということになっているわけです。それで、野田市の市長もこの契約によってよくなっているんだと発言していますので、ぜひ研究をしてほしいと。

それで、五所川原ではないんですが、とある市の下水道事業に従事した従業員が、何と生活保護を申請したという実態があるわけです。ちゃんとした給料が守られていないということが実際あるわけですので、ぜひそこを市としても、自治体の発注する仕事でワーキングプアをつくらないということです。そして、事業自体が大変重層下請構造になっていますので、ちゃんとしたそこまで、下請までちゃんと把握するということをしていくためにも条例を制定してほしいし、条例を制定したところはそのための審議会をつくって、審査しているわけです。そういうことで、行政コストも高くはなるんですが、

公共事業によって市民の生活が向上していくということを考えれば、十分意義のあることだと思いますので、ぜひ公契約条例の制定に向けて検討してほしいことを強くお願いして、私の発言を終わります。

○磯邊勇司議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、5番、外崎英継議員の質問を許可いたします。5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 おはようございます。至誠公明会の外崎英継でございます。令和4年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症ですが、デルタ株に比べ重症化率は低いものの、感染力が強いオミクロン株の流行による第6波も減少傾向にある中、首都圏の自治体では第7波に備える動きも出始めております。

そんな中ではありますが、当市においては特に先般、3月、4月は職場や福祉施設関係、保育所、小中学校などで度々クラスターが発生したのは記憶に新しいところでございます。

さて、質問に移りますけれども、通告の内容はコロナ禍における市内小中学校のオンライン授業についてでございます。先ほども述べましたが、3月と4月は特に学校関係のクラスターが多く発生しました。質問の1点目は、新型コロナウイルス感染症により令和4年の3月、4月、この学級閉鎖や休校となった学校数、学級数、延べ日数についてお知らせ願います。

質問の2点目は、文科省のGIGAスクール構想によって児童生徒へ1人1台のタブレット端末が整備され、学校でのICTを活用した教育が始まっております。当市においても、昨年、令和3年4月には全児童生徒に配備が完了し、授業に活用されていると思います。質問ですが、コロナ禍で学級閉鎖や休校の際、タブレット端末を活用したオンライン授業の実施状況はどうなっているのかお伺いいたします。

3点目は、このオンライン授業ですが、保護者からは学級閉鎖に関わり、他校、同じ市内の学校ですけれども、タブレット端末を活用したオンライン授業をしているのに、自分の子供には一向にその気配がない。非常に不安であるような話をされていまして。オンライン授業の実施状況が一部の学校のみとなっているが、その見解をお伺いいたします。

この3点について、理事者側の誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは最初に、令和４年３月、４月の学級閉鎖や休校となった学校数、学級数、延べ日数についてお答えいたします。

令和４年３月の状況は、小学校では休校はなく、学年・学級閉鎖は11校中６校で23件、延べ日数は53日で、閉鎖期間の最長日数は４日となっております。また、中学校では6校中１校で休校があり、延べ日数は１日、学年・学級閉鎖はありませんでした。

続きまして、令和４年４月の状況は、小学校では休校はなく、学年・学級閉鎖は11校中８校、26件、延べ日数は82日で、閉鎖期間の最長日数は５日となっております。また、中学校では休校はなく、学年・学級閉鎖は6校中３校で５件、延べ日数は８日で、閉鎖期間の最長日数は３日となっております。

続きまして、令和４年３月、４月の学級閉鎖や休校の際のオンライン授業の実施状況についてお答えいたします。令和４年３月の状況は、休校、学年・学級閉鎖の措置を取った小中学校７校中、オンライン授業を行ったのは小学校が４校６学級、中学校が１校１学級の合計５校７学級となっております。

続きまして、令和４年４月の状況は、休校、学年・学級閉鎖の措置を取った小中学校11校中、オンライン授業を行ったのは小学校が１校１学級となっております。

続きまして、オンライン授業の実施状況が一部の学校のみとなっていることについてお答えいたします。市内小中学校では、令和３年度から１人１台のタブレット端末を導入しており、家庭への持ち帰りの試行を行うなど、少しずつではありますが、オンライン授業実施の準備が整ってまいりました。今年３月、４月において、休校もしくは学年・学級閉鎖になった際のオンライン授業実施の判断は学校で行っており、オンライン授業を行わなかった学校の理由として、履修すべき教科の内容を修了した、または修了できるという見込みの下、オンライン授業を行う必要性がなかったと判断したためとのことです。以上の状況により、オンライン授業を実施した学校が今年３月、４月では一部の学校となっております。

以上です。

○磯邊勇司議長 ５番、外崎英継議員。

○５番 外崎英継議員 ありがとうございます。再質問に移させていただきます。

先ほど学年・学級閉鎖の延べ日数が３月で53日、最長で４日と、４月においては延べ日数が82日で、最長休んだクラスが５日ということでありました。確認の中では、学校名やクラスの状況について、特定されるおそれがあることから詳細には答弁もらえないということでありましたけれども、質問ですけれども、この休校や学年・学級閉鎖によって授業の遅れはどうなっていますか。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

令和３年度におきましては、全ての小中学校において、各学年における履修すべき教科の内容を全て修了しており、授業等の遅れは生じておりません。

令和４年度につきましても、現時点では大きく授業が遅れているという報告はございません。これは、学年・学級閉鎖が最長でも５日となっていることや、コロナ禍において運動会等行事を縮小して実施する学校が増えたことなどにより、授業時間数を確保できていることが理由として挙げられます。

以上です。

○磯邊勇司議長 ５番、外崎英継議員。

○５番 外崎英継議員 授業に遅れは生じていないというふうな答弁でしたけれども、たまたま３月、４月、これは卒業式や入学式シーズンということであり、生徒の授業日数も少ない時期でしたので、このような結果というふうになっているかと思います。

先ほどオンライン授業の実施状況、説明ありました。小学校を例に挙げると、３月に学年・学級閉鎖を行った小学校は１１校中６校であり、これが２３クラスに上ると、うち６クラスがオンライン授業を実施したと。４月については、学年・学級閉鎖を行った小学校は１１校中８校、２６クラスに上り、うち１クラスがオンライン授業をしたというふうな内容かと思います。このオンライン授業の実施割合が非常に低いわけですが、質問ですが、オンライン授業の実施状況に差異がありますけれども、この是正方法というのはどのように考えているか、お知らせ願います。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 オンライン授業実施状況の差異の是正方法として、学校においてはオンライン授業を行う必要が生じた際、ＩＣＴサポーターが教職員をサポートする体制の強化を図っております。また、休校や学年・学級閉鎖になった際に、オンライン授業を積極的に活用するよう、学校及び家庭の環境整備に今後努めてまいりたいと考えております。

○磯邊勇司議長 ５番、外崎英継議員。

○５番 外崎英継議員 ありがとうございます。今後休校や学年・学級閉鎖になった際に、オンライン授業を積極的に活用するよう、環境の整備に努めていくということでありましたけれども、１回目の質問でオンライン授業の実施状況が一部の学校となっている理由の回答に、オンライン授業の実施は学校の判断で行っており、履修すべき教科の内容を修了したと、または見込みであり、オンライン授業を行う必要性が学校側でないと

判断しているというふうな回答でありましたけれども、これ質問ですけれども、教育委員会では全学年、児童生徒のオンライン学習に対する環境、いわゆる家庭における通信環境、Wi-Fi環境の有無、児童生徒並びに先生のスキル、技能や技術的な能力ですけれども、これが整っていると思いますでしょうか。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えします。

令和3年5月ですけれども、行った調査で、一部の家庭で通信環境が整っていない、いわゆる通信環境が未整備な家庭があるということは認識しております。また、小学校低学年については、他の学年と比較してタブレット端末の操作方法を習得するために、ある一定程度の期間が必要であるということも併せて認識しており、その期間の短縮化を図るべく、今後検討していきたいと考えております。

また、教職員につきましては、現在ICT活用推進のために研修等を実施し、さらなるスキルアップを目指しているところでございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 文科省のGIGAスクール構想によって1人1台のタブレット端末が整備され、学校でのICTを活用した教育が始まっております。これにはオンライン学習も含まれます。

お聞きします。これは、このオンラインとは関係ないんですけれども、当五所川原市と他市との学力の状況はどうなっているか、お聞かせ願います。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 他市と比較した本市の学力の状況についてお答えいたします。

青森県では、毎年小学校5年生と中学2年生に対し、学習状況調査を実施しております。令和2年度に関しましてはコロナ禍の状況で調査は実施しておりませんので、令和元年度と令和3年度における他市と比較した本市の学力の状況についてお答えいたします。

まず、小学校5年生では、令和元年度は、県全体ではプラス2ポイント、10市においても十和田市、三沢市に次ぐ3番目に高い正答率となっております。令和3年度は、県全体ではプラス2ポイント、10市においてもつがる市、十和田市に次ぐ3番目に高い正答率となっております。

中学校2年生では、令和元年度は、県全体ではマイナス2ポイント、10市においては3番目に低い正答率となっております。令和3年度は、県全体ではマイナス4ポイント、

10市においては2番目に低い正答率となっております。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 部長、ちなみにつがる市との比較もつかんでいましたよね。そこ今持っていれば、答弁お願いしてもいいですか。

○磯邊勇司議長 答弁いいですか。教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、小学校5年生において、つがる市との比較では、令和元年度ではプラス1ポイント、令和3年度ではマイナス5ポイントとなっております。

中学校2年生においては、令和元年度ではマイナス4ポイント、令和3年度においてはマイナス6ポイントとなっております。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。学習状況調査の結果、つがる市との比較になりますけれども、令和3年度、小学校5年生ではマイナス5ポイントと、中学校ではマイナス6ポイントで、聞き取りの段階では、直近3年ではその差は拡大していると。後々これに触れますけれども、タブレット端末を家庭で活用して、オンライン授業をするためには、Wi-Fi環境の整備が必要ですが、これ未整備の家庭は何件ぐらいになるかお知らせ願います。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、お答えします。

令和3年5月に、先ほど申しましたけれども、教育委員会が市内小中学校を通じて、児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境を調査したところ、小中学校合計して約300名、1クラスに換算いたしますと二、三名程度、Wi-Fi環境が未整備の家庭がありました。

このため、教育委員会では、3学期が始まる令和4年1月から、Wi-Fi環境が未整備の家庭に対し、学校の要請に応じて、モバイルルーターの貸出しを行っております。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 今の貸出し用のモバイルの保有している個数は何個になりますでしょうか。

○磯邊勇司議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 貸出し用のモバイルルーターの保有個数は、昨年度の予算で20台購入しております。

以上です。

○磯邊勇司議長 5 番、外崎英継議員。

○5 番 外崎英継議員 これ20台という答弁でしたけれども、未整備の件数に対して保有しているモバイルルーター、300名ほどの家庭が未整備という中で20個しかない。これ足りていますかね。足りていないような気がするんですけども、これまさかのときに対応できる個数ではないというふうに私認識しております。

このモバイルルーターですけれども、令和2年の3月定例会、これ今から2年前の6月議会の一般質問で、我々会派の平山秀直議員が質問されておりました。内容は、コロナ禍におけるオンライン学習が今後実施されるだろう、そのためには各家庭においてWi-Fi環境が必要で、整備できない家庭においては貸出し用のルーターの確保が必要というふうに説いていました。まさにそれが現実となったわけですが、20個というのは非常に少ない数だというふうに私認識しております。新型コロナウイルス感染症第7波が来ないとも限らない。GIGAスクール構想のICT教育、オンライン学習も含まれています。児童生徒のWi-Fi環境の整備を至急進めるべきではないでしょうか。そのためには、Wi-Fi環境未整備の家庭のために貸出し用のルーターの保有台数を増やすべきではないでしょうか。これこそ地方創生臨時交付金、コロナ対策の交付金でしっかり対応しておくべきだったと思います。これは、補正予算を組んでも至急対処するべきというふうに考えるわけですが、市長、どうですか、この件、市長からの考え方、答弁いただけないでしょうか。

○磯邊勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 外崎議員の今の御意見、大変価値のある御意見と伺います。

ありがとうございました。

○磯邊勇司議長 5 番、外崎英継議員。

○5 番 外崎英継議員 簡潔な答弁ありがとうございます。

このICT、情報通信技術ですけれども、せっかく児童生徒にタブレット端末が配付されていながら、各学校間、またはクラスによって、または児童生徒や先生のICTに対するスキルの差が、活用の差や学力の差につながるようなことがあってはなりません。先ほどの答弁では、学校及び家庭の環境整備に努めてまいるとありましたけれども、タブレット端末が配付されてから1年以上も経過しています。ルーターの必要性、整備は2年前から提案されているものであります。教育委員会としても、スピード感を持って対応し、指導していただきたいというふうに思います。

そしてまた、小中学校における学習状況調査の比較、つがる市とのマイナスポイントの差、これ直近3年間ではその差が拡大傾向にあると。この観点からも、コロナ禍にお

ける休校、学級閉鎖の際による授業の遅れはないというものの、各学校、学級ではオンライン授業を速やかに積極的に活用し、学力の向上につなげるべきではないでしょうか。教育委員会においては、指導を徹底していただきたいというふうに思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○磯邊勇司議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

時間大分残っています。次の平山議員、いかがですか。準備できておりませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 10時56分 休憩

午後 1時02分 再開

○磯邊勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、五所川原観光振興策と地域経済についてであります。その第1点は、金木桜まつりの中止をした理由についてお尋ねいたします。

弘前さくらまつりは、4月23日始まり、満開の桜を見ようと大勢の人が訪れておりました。私も行かせていただきました。今年は、新型コロナ感染対策として、公園内での飲酒を禁止し、飲食できるエリアも制限、しかしながら屋台はたくさん出ておりました。マスク姿の来訪者が散策したり、写真を撮ったりして、花見を楽しむ。夜はライトアップをされ、明かりに照らされた桜が大変幻想的な雰囲気を醸し出しておりました。

また、青森市の合浦公園の桜祭りは、3年ぶりに開催され、24日、満開の桜に誘われた多くの行楽客でにぎわっておりました。新型コロナの感染対策として、園内は水分補給以外の飲食は禁止とし、出店はテイクアウト販売のみ、夜間のぼんぼり点灯はしないなどの制限を設けて開催されておりました。合浦公園の桜祭りは、連日多くの市民が来場され、出店は平年の約半分の41件にとどまっておりましたけれども、焼き鳥や空揚げなどを買い求める人々が長い列をつくっていたようであります。そこに訪れた、親子3人連れで来た家族は、「久しぶりの桜に満足。来年は普通の花見が楽しめるようになってほしい」と話しておったそうであります。

五所川原市のお隣、つがる市木造館岡の平滝沼公園では、4月21日は好天に恵まれ、

多くの市民が園内を散策して、花見を楽しんだと私は話を聞きました。また、たくさんの五所川原の方々がこの桜を見に行ったようであります。

それに比べ、金木桜まつりの中止の発表の大変早かったこと。ほかでの判断とどうしてこんなに違ったのか、私は不思議でなりません。御答弁をお願いいたします。

次に、第2点、立佞武多祭りの見通しについてお尋ねいたします。今年は、新型大型立佞武多はなく、新作は中型立佞武多「金太郎」、あとは既存の大型立佞武多2台と参加団体の立佞武多。コースは短く、栈敷席は市としては設けないと記者発表されておりました。この現在の見通し、どのようになっているか、お尋ねいたします。

第3点は、立佞武多伝統文化の継承と子供たちに与える影響についてお尋ねいたします。残念ながら今の状態は、補助員もリストラされ、子供たちの紙貼り体験も2年間中止され、3年目の今年もまた大型立佞武多を1台もつくり、新作は中型の立佞武多「金太郎」だけとは、いかにも物寂しいような気がいたします。子供たちのためとは言いながら、伝統文化の継承、立佞武多の体験、2年以上もやめている状態。立佞武多伝統文化の継承をどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

第4点は、経済的影響についてです。立佞武多の経済効果はどう考えていらっしゃるのでしょうか。今後は考える必要はないのでしょうか。この点お尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、コロナ対策についてであります。第1点は、3回目ワクチン接種状況と、保育園、小中学校のクラスター発生に対する対策についてでありますけれども、現在県内の病床使用率は減少傾向にあり、感染の状況は大分下がった水準になってまいりました。保育園や小学校、高齢者施設などにおいて感染が広がりまして、家族間での二次感染で増加した状況にありましたけれども、その状況とクラスター発生に対する対策についてどう対応されたか、お尋ねいたします。

次に、市役所職員のコロナ感染に対する影響についてです。市職員の現在までの感染状況と業務に対する対応策についてお尋ねいたします。

次に、通告の第3点目、原油価格高騰に対する対策と生活困窮者支援策を柱とした総合緊急対策についてお尋ねいたします。政府は、4月26日、原油価格高騰対策と生活困窮者支援などを柱とする総合緊急対策を決定いたしまして、我が党、公明党も3月17日に緊急対策本部を設置し、全国で総点検運動を展開。議員ネットワークで4,300以上の家計、企業の声を集約し、政府に2回目の緊急提言をさせていただいております。その結果、原油価格高騰では、ガソリンなどの燃油価格を抑えるため、現在石油元売会社に支給している補助金を拡充し、1リットル当たりの上限を25円から35円に引き上げ、ガソリンの全国平均価格の抑制目標を172円から168円に下げしております。補助金の支給は、

当面 9 月末まで延長し、補助上限の35円を超える部分については半額を上乗せして支援する制度を設けています。補助対象は、ガソリン、灯油、軽油、重油の4種類に加え、航空機燃料も追加されました。

実際の燃料価格が下がることで、車を運転する人だけでなく、バスなど公共交通を利用する人の負担増の抑制にもつながりました。また、農林水産業など、原油価格高騰の影響が大きい業種への支援を推進し、燃料価格が上昇した場合に補填金を交付するということになりました。

そこで、当市、第1点は生活困窮者に対する支援の内容、第2点は独り親家庭などの子供の食事など支援事業の拡充はどうなっているのか。また、中小企業の資金繰り支援の強化の内容についてお尋ねいたします。

続いて、自治体が独自に活用できる地方創生臨時交付金の拡充は現在どのように検討されているかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、理事者側の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○磯邊勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、金木桜まつりに関してお答えします。議員おっしゃるとおり、確かにほかの桜祭りに比べて早い時期、3月23日に中止の発表がなされております。これは、金木桜まつり期間中は、例年花火大会やステージイベントなど外部に発注する事業や各種大会等が開催されており、中止の判断を先延ばしにすれば、その外部業者や団体へ迷惑をかけるなどの判断があったと推察されます。

また、桜まつりを開催する場合、県の感染対策指針等に基づき、公園への入園者はイベント参加者となり、氏名、連絡先の把握等の管理が必要となりますが、その実施が難しいということもあり、総合的に判断したものと思われまます。

次に、今年の五所川原立佞武多の開催の見通しについてお答えします。主催者である五所川原立佞武多運営委員会は、5月24日、今年の立佞武多祭りを例年どおりの8月4日から8日までの5日間の日程で開催する方針と運行コースの案を発表しております。その運行コースは、これまでのつがる総合病院前を経由する約1.3キロメートルから、本町通りを経由する約0.9キロメートルに短縮する案となっております。

まだ新型コロナウイルス感染症が終息していない状況でありますので、開催に当たっては青森県による感染対策指針等に基づいた対策を講じた上、運営関係者、観客の皆様の安全確保を大前提に準備を進めているところであります。

それから、伝統文化の継承と子供たちに与える影響についてお答えします。新型コロナウイルス感染症拡大により、当市のみならず、全国各地で伝統行事や祭り中止の影響を受け、次世代の後継者、子供たちへの地域の伝統文化の継承が難しくなっており、市ではこれまで、職員による学校等への立佞武多の制作指導、保育園での金魚ねぶたの制作体験、立佞武多に関する出前講座など、学校、保育施設の行事などを通じて、子供たちが立佞武多に関する理解を深める取組を行ってまいりました。

今年の立佞武多祭りは、規模縮小ながらも開催の見込みですので、五所川原立佞武多運営委員会とともに、親子で立佞武多などの子供たちが祭りに参加できる場の創出、ねぶた制作団体等への支援に加えて、引き続き職員による制作指導、出前講座などのほか、子供たちが立佞武多制作に直接参加し、立佞武多への愛着が湧き、貴重な体験ができる機会を提供することで、伝統文化の継承に取り組んでまいります。

その立佞武多によって生じる経済的影響ではありますが、令和3年6月議会の一般質問でお答えしておりますとおり、令和元年の五所川原立佞武多への観光入り込み客数が129万人で、その全てが県内日帰り観光客と仮定し、その消費単価を令和2年度の青森県観光入り込み客消費単価3,690円とした場合、五所川原立佞武多での観光消費額は、計算上、約48億円であると推測されます。今年開催すれば、3年ぶりの運行となりますので、地域に元気を取り戻して、経済活性化の起爆剤になることを期待しているところであります。

○磯邊勇司議長 答弁。総務部長。

○小林耕正総務部長 コロナ対策について、市職員のコロナの感染に対する影響ということで、市職員のこれまでの感染者数についてお答えいたします。市職員の感染者数は、最初に確認された本年1月以降、現時点で24名となっておりまして、現在はゼロとなっています。

感染経路については、一部不明もあるものの、そのほとんどは職員と同居する家族などからの家庭内感染であると確認しております。

それともう一点、市職員が感染した場合の対策についてであります。職員、業務中ですが、感染防止対策につきましては、マスクの着用はもちろん、手指消毒の徹底、3密の回避、それと執務室やカウンターの消毒、庁内放送による注意喚起、全庁的に交替勤務の実施などを施して、感染症対策や庁舎内の衛生管理に取り組んでおりました。

また、体温測定をはじめとする体調管理を促しており、少しでも感染リスクが生じた場合には速やかに自宅待機を指示するほか、状況に応じては特別休暇の取得、在宅勤務の実施など、職場における感染拡大の防止に努めております。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 保育園等で感染者及びクラスターが発生した場合には、保健所の指導に基づきまして、感染者とほかの子供、職員との接触状況を勘案し、当該施設と十分協議の上、市が保育園等の一部、全部を臨時休園または登園自粛の決定をいたします。

高齢者施設につきましては、各施設において保健所と協議し、休所等の判断をしてございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 答弁。教育部長。

○藤原弘明教育部長 小中学校のクラスター発生に対する対応についてお答えいたします。学校でクラスターが発生した場合は、保健所等の指示の下、積極的疫学調査への協力、学年・学級閉鎖等の措置、学校内の消毒作業のさらなる徹底を行うこととしております。今後とも感染防止対策を徹底し、児童生徒及び教職員が安心して学校生活を送れるように努めてまいります。

以上です。

○磯邊勇司議長 答弁。財政部長。

○三橋大輔財政部長 地方創生臨時交付金の使い道、見通しについてのお尋ねがございました。令和4年4月26日の原油価格・物価高騰等に関する国の関係閣僚会議におきまして、総合緊急対策として、生活困窮者等の支援に加え、地方公共団体が実施する対策への支援も打ち出され、地方創生臨時交付金を拡充したコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されております。総合緊急対策では、地方公共団体が実施いたします生活に困窮する方々への生活支援、もう一方として、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとした事業者等への事業者支援といった取組をしっかりと後押しするとされているところであります。

当市での地方創生臨時交付金の活用については、現在検討中ではありますが、各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せ、これは充実を意味しております、横出し、これは対象範囲の拡大を示しております、上乗せや横出しも交付金の対象事業として認めておりますので、幅広く活用することが可能となっております。今後は、地域の実情に応じ、きめ細やかに対策を実施できるよう、市の庁内の関係部門を通じまして、福祉関係団体、あるいは経済関係団体等の御意見、御要望も伺いながら、最も効果的で必要な取組をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○磯邊勇司議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてお答えをいたします。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和３年度住民税均等割が非課税、または家計が急変した世帯に対しまして、１世帯につき10万円を給付するもので、既に8,300世帯余りに給付済みでございます。給付率は98.7%となっています。

このたび、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策によりまして、令和４年度新たに住民税均等割が非課税になった世帯に対しても、１世帯10万円を給付することとなりまして、対象数は1,650世帯を見込んでおります。これらの世帯に対しましては、６月24日頃に給付案内を発出するとともに、広報紙やホームページでも周知いたします。なお、受付期間は９月30日までを予定しております。

続きまして、令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えします。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童１人当たり５万円の特別給付金を支給することにより生活の支援を行うもので、支給に要する経費は全額国庫負担となります。これにつきましては、速やかに支給できるよう準備を進めているところでございます。

支給対象者は、児童扶養手当受給者等と、それ以外の令和４年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯となっておりまして、これらのうち、令和４年４月分の児童扶養手当の受給者につきましては、申請が不要で、６月中には支給を開始したいと考えております。

一方、支給対象者のうち、高校生のみを養育している世帯や、公務員世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯等につきましては、口座情報等の確認のため申請をしていただく必要がありますが、支給決定後、速やかに支給してまいります。なお、本市では、合計で1,130世帯、1,507人分、7,535万円の支給を見込んでおります。

以上です。

○磯邊勇司議長 答弁漏れございませんか。

16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、通告の金木桜まつりの中止についてですけれども、この点は五所川原市がどこよりも中止するのがすこぶる早かったという点、２年ぶりに行うことに大きな意味があったのではないかなというふうにして思っておりますし、行うことを前提にコロナ禍で

いろいろ工夫して、制限してでも行うべきではなかったのかなというふうに思っております。

今回の金木桜まつりの中止は、市民はもとより、金木桜まつりを非常に楽しみにしている金木の全ての御縁のある方々、こうした方に対して非常に残念な思いをさせたのではないかなというふうにして思っております。今後の桜まつりに関して、大きく期待したいなというふうにして思っております。

この桜まつりでは、お尋ねしたいんですけれども、桜まつり中止による津軽鉄道の経済的影響がどうであったのかと。この桜まつりの時期の津軽鉄道というのは、いわゆるストーブ列車がはやる時期以上に桜まつりの時期に観光客が乗ることが非常に多く、桜堤の津軽鉄道の列車を多くのマニアの方をはじめ、たくさんの市民の方々が見て、にぎわっていたということ。これを考えると、経済的影響は非常にあったのではないかなというふうにして思いますけれども、いかがでしょうか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えします。

桜まつり中止による津軽鉄道への影響であります。正確に把握するところ、これは難しいところですが、同社に確認しましたところ、本年4月の乗客数は1万8,447人で、コロナ前の平成31年4月との比較では約66%となっております。また、昨年4月と比較した場合は約112%と若干伸びている状況であります。理由としては、津軽鉄道が昨年実施した津鉄と地域100年プロジェクト、これや、先般のクラウドファンディングなどの事業によるPR効果、市が支援して実施した芦野公園駅構内ライトアップ事業などの効果もあったものと思われます。金額的なものにつきましては、お知らせいただけませんでした。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この津軽鉄道ですけれども、皆さんも御存じのように、クラウドファンディングで、昇降機設置のために階段を補強するということ、クラウドファンディングの目標額達成しなくても市のほうで助成するということ、今年になってそういうふうに決めていただきましたけれども、幸いなことに大幅にクラウドファンディングによる募金が1,300万円以上集まったと、目標額を大幅に達成しているということを考えると、この津軽鉄道に対する期待というのと、それから津軽鉄道ファン、そしてまた金木の桜まつりと併せて、この津軽鉄道に対する大変大きな全国からの期待が寄せられた、そのお心が大変私はありがたく感じております。ここに金木の桜まつりが中止されたということは、大変大きな水を差したのではないかなというふうにして私は感じております。

せん。

質問ですけれども、金木の観光物産館「産直メロス」、この桜まつりの影響についてお尋ねですけれども、オープン当初、大変なにぎわいがあったようでございます。私もゴールデンウィーク期間中、行きました。そこで、私は仁太坊そば、地元で作られている、これを買わせていただいて、自分で作ってみました。大変おいしいそばでございました。私が満足のいくそばでございます。郷土愛あふれるおいしい味と。途中で切れない、腰がしっかりしていておいしいと。金木町ならではの肥沃な土壌と冷涼な土地を活用して、無肥料、無農薬でソバを栽培し、何とか後世に残したいというその思い、これが詰まったそばでございました。地元の出身の仁太坊にちなんで名前をつけたそうでありますけれども、これはぜひとも地産地消の地元のそばとして、これからも広まっていけばいいなというふうにして思っております。

この物産館「産直メロス」、これは金木桜まつりを中止していながら、その期間、ゴールデンウィーク中は大分混んでいたようでございます。私は、館長に聞いたのですけれども、聞いたところ、ゴールデンウィーク期間中は地元のお客様よりも観光客のほうが非常に多く、にぎわっていたということを聞きました。私は、これだったら、金木桜まつりもできたのではないかなというふうにして思うわけです。オープンのときは、大変なにぎわいを見せておりまして、裏を返せば非常に密だったわけですが、金木の桜まつりの中止理由がコロナ感染を非常に抑えなきゃいけないという理由であったのにもかかわらず、29日の日に盛大にテープカットをやられて、人がいっぱい集まってオープンされた、これは非常に矛盾しているんじゃないかなというふうにして思っているわけでありまして、これができるんだとしたら、金木の桜まつりもできたのではないかなというふうにして思っておりません。

地元経済のためとはいえども、金木桜まつりの中止によって、金木地区のこの時期の経済は、今年は観光客を考えなかった分だけ影響が生じたのではないかなというふうにして思えてならないことを申し添えておきます。答弁は要りません。

次に、立佞武多の祭りについての見通しについてお尋ねいたします。今年は栈敷席、団体観光客、全て立ち見なんでしょうか。市民優先とはおっしゃっていますけれども、観光客は考えなくてもいいのでしょうか、お尋ねいたします。

○磯邊勇司議長 答弁。経済部長。

○川浪 治経済部長 今年、先ほど申し上げましたとおり、コースの短縮というのがございます。そのため、今まで主催者で設置しておりました栈敷席が設置できないという状況になりまして、民間で設置する栈敷席、こちらのほうは例年どおり設置される予定

と聞いております。

観光客のことは考えなくてもよいのかということでありましたが、それは本市としても立佞武多は観光の目玉でありますので、今後、来年度以降、観光客の皆様にも喜んでいただけるような対策を取りたいと考えております。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 観光客よりも市民優先とおっしゃいますけれども、この立佞武多の祭りを見に来る観光客は、様々な形で五所川原と御縁のある方が恐らく7割、8割以上だと思います。わ・五所川原会をはじめ、五所川原出身学生、若者たち、立佞武多の祭りに合わせて同窓会を組んでいる人たち、多種多様でございます。地元の五所川原市民もそうした観光客と一緒に楽しむことを望んでいるのではないのでしょうか。五所川原立佞武多の祭りは、新型コロナの影響で2年連続中止となり、市街地での合同運行は3年ぶりと、ただ運行団体が一部不参加となっていること、引き手の確保が課題となっていて、今年は従来の運行方式を縮小すると、シャトルバスも中止するというふうな状況でございますけれども、それでも今年の立佞武多は開催されるということで、市民の方々は大変大きな期待を寄せられているのではないかなと思います。ある市民の方は、「大変うきうきしております。みんなたくさん来てくれればうれしい。にぎやかになってくれればいい。ここは祭りがないと寂しいので、今年は期待しています」と、こうした市民のお声に耳を傾けるべきではないかなというふうにして思っておりますので、ぜひとも今年は、地元の方々はもちろん、観光客にも大きな心を寄せた祭りに仕上がっていただければなというふうにして期待しております。

第3点の立佞武多伝統文化の継承と子供たちに与える影響についてお尋ねいたします。立佞武多の祭りは3年ぶりですけれども、子供たちのための祭りの前に、その親の経済的基盤が現在コロナ禍によって非常に危惧されております。五所川原市民は、子供たちがいる市民だけでなく、既に子供が巣立った親、高齢者の方も大変多くいらっしゃいます。立佞武多は、子供たちはもとより、若者から高齢者まで全てにわたって感動し、英気を養い、誇りに思い、伝統文化の継承はされていくべきものだと思っております。残念ながら今年の状態は、子供たちの紙貼りも2年中止され、3年目の今年も大型立佞武多を1台もつくらず、新作は中型の立佞武多「金太郎」だけとは、いかにも寂しいものではないかなというふうにして感じております。子供たちのためと言いながら、伝統文化の継承、体験を2年以上もやめている状況、このようなことを考えると、子供たちのためと言ってつくった中型「金太郎」、その前に子供たちを集めて行うことが、それが伝統文化の継承と思っているのでしょうか。今日本市で運行されている立佞武多は、平

成8年につくったのが始まりでございます。平成10年に運行経路となる路上の電線、電話線を整備して、市民総ぐるみで夏祭りとして実施されたのが、27年たった今日に至っているわけでございます。

立佞武多の人形は、毎年9月末頃、下絵を完成させ、それに続いて10月から取りかかります。コロナ禍の中で立佞武多制作に関わるスタッフ4名をリストラする、こうしたことは一体どういうことなのでしょう。来年大型立佞武多をつくるから、また採用すればいいというふうにして思っているのでしょうか。またスタッフを一から育成しなければならない大変な労力と時間を要するわけでございます。この点をどのように考えていらっしゃいますか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 来年以降の大型立佞武多の制作に関しましては、市だけではなくて、商工会議所、観光協会、運行団体などの関係団体の意見も参考にしながら、五所川原立佞武多が当市最大の観光資源であるとの認識の下、観光誘客、地域活性化の観点からも検討して決定していただきたいと思います。それに関わるスタッフにつきましては、今までやっていたスタッフ4名、この方々が再度来ていただければ最いいのではないかと考えております。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 4名来ればいいとおっしゃいますけれども、ほかにもう就職されて、期待は薄いんでないかなと思いますよ。また新たにそういう人材を時間かけてつくって、補助員として立佞武多を制作していく、これは物すごいエネルギーが必要になってくるわけだということをよくよく自覚していただきたいなというふうにして思います。

市民の声として、「立佞武多祭りはこのまま縮小し、いずれはなくなってしまうのでしょうか」と、これ市民の声ですよ。私は、大型立佞武多を維持し、むしろ発展させていくにはどうしたらいいのかをよくよく考えていただきたいと。また、制作にこれまで関わってきた団体の方からのお声です。「立佞武多は簡単につくれるものではありません。一旦途絶えると復活させるためには膨大な時間、エネルギーが必要になります。次の世代のためにもしっかりと残しておくことが、いわゆる責任世代の使命だと思います」と、このようなお声がございます。

令和3年6月3日に菅総理大臣は、その当時ですね、菅総理は第十二次提言で、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」を取りまとめられております。人づくりは国づくり、この言葉がこのときに新たに脚光を浴びてきているわけです。人材育

成と教育の大切さを唱えたとありました。我が公明党も教育負担の軽減を訴えたのは、こうしたことからであります。次世代にしっかりと人材を育成していく、それが地域づくりであり、国づくりにつながるんだということの核心だと思います。しっかりとこの点を受け止めていただきたいなと思います。

次に、経済的な影響についてです。先ほど試算された旨おっしゃっていましたが、立佞武多の経済効果はどう考えているのか、再度お尋ねいたします。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 先ほど立佞武多の経済効果、金額的なもの、消費単価を申し上げましたが、立佞武多の経済効果というのは様々な分野に広まっていくものでありまして、それが地域の活性化と、市民と観光客が祭りに集うことで経済的な効果が生まれるものと考えております。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 試算では、前聞いたよりも金額増えていますね。48億円と、前38億円と聞いたんですけれども、48億円ですか、何か先ほど答弁されていましたが。それほど立佞武多の経済的な効果も非常に大きいということでありまして、それは先ほど津軽鉄道の、地元をはじめ津軽鉄道に対する期待、そして津軽鉄道ファン、関わりのある方々のあしたクラウドファンディングにおける寄附、これは立佞武多も同じだと思うんですよ。非常に五所川原市民をはじめ、全国に行っている五所川原に縁、ゆかりのある方々の立佞武多に対する期待、これはお金に換算できないぐらいの大きな期待が私はあると思っています。だから、五所川原立佞武多が私は大事なんだというふうにして思っておりますので、よろしくお願いしたいなと思います。

それから一言、市民のお声です。これほど極端に言っている方もいます。「五所川原、立佞武多ねぐなれば、あと何あるんだば」と、こういうふうにおっしゃった市民のお声もございますので、ぜひともよろしくお願いしたいと。

通告の第2点目、コロナ対策についてですけれども、4回目の接種をやるということで発表されました。その内容をお尋ねいたします。

○磯邊勇司議長 民生部長。

○佐々木秀文民生部長 新型コロナワクチン接種の4回目についてお答えをいたします。

4回目接種は、対象者が3回目接種を受けてから5か月以上経過した60歳以上の方、または18歳から59歳までの基礎疾患を有する、またはその他重症化リスクが高いと市に認められた方となり、5月25日から接種可能となりましたので、昨年12月に3回目接種をしました医療従事者等で対象となる方に対する接種が既に始まっております。

一般の方々につきましては、基本的に今年の2月から3回目接種を行っていることから、7月から4回目接種が可能となるため、6月下旬から順次接種券を発送し、準備を進めてまいります。

18歳から59歳までの方につきましては、3回目接種を受けた時期に合わせて、基礎疾患調査を順次発送しまして、基礎疾患を持つと回答された方に対しまして接種券を発送し、接種を行います。

接種会場は、3回目接種と同様、個別接種を行う市内医療機関及び集団接種を行う市役所において行ってまいります。

なお、3回目接種の予約時において接種券を小分けに発送するなどの工夫をいたしましたが、依然として電話がつながりにくい状況も見られましたので、従来の電話及びインターネットの予約方法に加えまして、60歳以上の高齢者に対するおまかせ予約を導入いたしました。このおまかせ予約は、60歳以上の対象者の方におまかせ予約申込書を送付しますので、これに申し込まれた方に対し、接種の日時と会場が記載された接種券が送付されるもので、接種会場は基本的に御住所に近い地域の会場が指定をされます。これらおまかせ予約を含めまして、4回目接種に関する詳細につきましては、5月25日発行の広報ごしよがわら6月号の折り込みチラシ及びホームページにて周知を図っているところでございます。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 4回目接種、しっかりとよろしく願いいたします。

私ちょっと1点心配しているのは、職員の感染も出ているとかそういうことがありますので、職員も職域で優先接種、速やかにできることって考えないのかなというふうにして思っているんですけども、例えば予約が集まっても人数が余っているとか、その日によってはそういう状況もあるやに聞いていますけれども、職員のワクチン接種も優先度を高めた接種というのは考えられないのか、この辺はどうですか。

○磯邊勇司議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 職員の優先接種についてでございますけれども、今議員お話ありましたとおり、ワクチン、1つの瓶からロット数限られております。ですので、予約制取っておりますけれども、余剰出た場合は職員で可能な者を探して接種するというふうな形は取らせていただいております。ただ、集団的に職域で優先して接種すると、そこまでは踏み込んでおりませんが、順次そのような対応を取らせていただいております。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これだけの所帯ですので、クラスターにはなっていないみたいで

すけれども、非常に感染力が強いコロナになっているという状況を考えると、できるだけ早く安心できるように、業務にも支障が出てくるかと思うんですよ。今のところ出ていないような話にはなっていますけれども、市民も不安になると思いますので、その点よくよく考慮して、できるだけ早く職員の方々も接種できるようにしていただければなというふうにして思っております。答弁結構です。

あとは、第3点の原油価格高騰に対する対策、生活困窮者などを柱とした総合緊急対策、内容はるる説明いただきました。生活困窮者に対する支援の内容とか、独り親家庭の食事などの支援、事業の拡充、この点についても答弁いただきましてありがとうございます。

第1点、中小企業の資金繰り支援のことについて、この強化についてお尋ねいたしますけれども、中小企業の支援の手続ですが、これ国がやる手続について、各企業にお任せという形になっているんじゃないかなと思いますけれども、この辺、市の窓口がちゃんと手続的なことをアドバイスしていただけるものなのか、この点をお尋ねします。

○磯邊勇司議長 答弁。いいですか。経済部長。

○川浪 治経済部長 中小企業の手続の関係であります。金融機関のほうにお願いして手続を取っていただくことになっております。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 五所川原市は、中小企業も多いのであれなんですけれども、こういう声があったんですよ。隣町では、農家の人たちに対して、給付金の様々な手続を役場と一緒にやってくれたと。国の制度ですよ、それを役場がやっているわけですから。五所川原というのはそういうのがなかったと、非常に農家の人たちというのはどうしたらいいのか、資料とかも膨大みたいだし、なかなかできなかったというお声を頂戴して、農家の人から大変不満が出ていました。中小企業も同じでして、任せ切りでなくて、何らかの形でアドバイスして、こうやればいいよ、ああやればいいよというようなアドバイスができれば、こういうコロナ禍の経済的な支援、手続というのがやりやすかったのではないかなと思いますので、これからでもいいですので、役所でできることというのは何なのかと。ただ銀行に任せるんでなくて、役所でできることは何なのかということをよくよく考えてもらえばなと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、地方創生臨時交付金、具体的な内容というのはこれからだと思いますけれども、その内容についても先ほどいろんなサンプル、紹介ありました。その中で五所川原に一番合うものを選別して、地方創生臨時交付金という大変大きな国からの交付金額、これを活用するわけです。市は一銭も出さなくてもいい事業なわけで

すよね。これぜひ有効に活用していただきたいなと思います。これは、いつ頃までに五所川原市の案というのが出来上がって、いつ頃まで手だてされるのかという点をお尋ねします。

○磯邊勇司議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 スケジュール的な御質問でした。本定例会には、当然予算に関しては間に合っておりませんけれども、まず初めに国から割当ての具体的な金額の内示というのが、恐らく今回の通常国会の会期のお尻のほうで補正予算が可決するのかなというふうに見ています。その後に我々のほうに具体的な金額が示され、今のところ県のほうからいただいているスケジュールではっきりしておりますのは、7月の下旬に事業計画の提出がありますということです。その時期に合わせて、最も早ければ7月月内にも予算化できるのではないかと。それに間に合うような形で、今いろいろと調査を進めているといった段階でございます。

○磯邊勇司議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 その予算というのは、今日の国会で決まるみたいですよ。五所川原市としても、この予算というのは非常に大きな予算でありますし、きちんとした有効活用、自公連立政権でしっかりと可決される予算でございますので、ぜひともお願いしたいなと、無駄に使っていただきたくないなというふうにして思っております。

それから、最後になりますけれども、金木の桜まつりの中止、これは観光客よりも市民の安全、安心、これを優先。気持ちは分かりますけれども、何回も申し上げますが、観光客というのは五所川原市に全く縁のない方々がいらっしゃるわけではなくて、逆に非常に縁のある方々が多く五所川原市に期待を寄せて、お心を寄せていただいているという点、この点を桜まつりにしても、立佞武多のことについても、しっかりと心に受け止めて今後行っていただければなと思いますので、よろしく願いを申し上げて一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○磯邊勇司議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○磯邊勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時53分 散会

令和４年五所川原市議会第３回定例会会議録（第３号）

◎議事日程

令和４年６月１日（水）午前１０時開議

- 第 １ 議案第５７号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）から議案第６８号 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（２１名）

１番 藤 森 真 悦 議員	２番 花 田 進 議員
３番 高 橋 美 奈 議員	４番 磯 邊 勇 司 議員
５番 外 崎 英 継 議員	６番 寺 田 幸 光 議員
７番 黒 沼 剛 議員	８番 桑 田 哲 明 議員
９番 山 田 善 治 議員	１０番 鳴 海 初 男 議員
１１番 松 本 和 春 議員	１２番 木 村 慶 憲 議員
１３番 成 田 和 美 議員	１４番 吉 岡 良 浩 議員
１５番 秋 元 洋 子 議員	１６番 平 山 秀 直 議員
１７番 三 潟 春 樹 議員	１８番 木 村 博 議員
１９番 山 口 孝 夫 議員	２０番 伊 藤 永 慈 議員
２２番 加 藤 磐 議員	

◎欠席議員（１名）

２１番 木 村 清 一 議員

◎説明のため出席した者（２６名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔

民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	中 谷 吉 範
会 計 管 理 者	伊 藤 一二三
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	有 馬 敦
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
事 務 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長	
経 済 部 参 事・ 農林政策課長事務取扱	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	鳴 海 新 一
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
商工観光課長	工 藤 義 人
土 木 課 長	古 川 清 彦
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
教 育 総 務 課 長	永 山 大 介

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 議案第57号から議案第68号まで

○磯邊勇司議長 日程第1、議案第57号 専決処分の承認を求めることについてから議案第68号 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの12件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第61号 令和4年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

2番 花田 進 議員	3番 高橋 美奈 議員
5番 外崎 英継 議員	7番 黒沼 剛 議員
8番 桑田 哲明 議員	11番 松本 和春 議員
13番 成田 和美 議員	14番 吉岡 良浩 議員
16番 平山 秀直 議員	18番 木村 博 議員
19番 山口 孝夫 議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました1件を除く11件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○磯邊勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明2日及び3日の両日並びに6日から8日までの都合5日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、4日及び5日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は9日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯邊勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時06分 散会

令和 4 年五所川原市議会第 3 回定例会会議録（第 4 号）

◎議事日程

令和 4 年 6 月 9 日（木）午前 10 時開議

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | 議案第 57 号 | 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 2 | 議案第 59 号 | 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 3 | 議案第 62 号 | 五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 63 号 | 五所川原市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 68 号 | 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 第 6 | 議案第 58 号 | 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 7 | 議案第 60 号 | 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 8 | 議案第 64 号 | 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 65 号 | 工事請負契約の締結について
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 第 10 | 議案第 66 号 | 財産の取得について |
| 第 11 | 議案第 67 号 | 財産の取得について
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 第 12 | 議案第 61 号 | 令和 4 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 第 13 | 議案第 70 号 | 令和 4 年度五所川原市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 第 14 | 発議第 2 号 | 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書 |
| 第 15 | 発議第 3 号 | 日米地位協定の抜本改定を求める意見書 |
| 第 16 | 発議第 4 号 | 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援を求める意見書 |

第17 発議第 5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

1番 藤 森 真 悦 議員	2番 花 田 進 議員
3番 高 橋 美 奈 議員	4番 磯 邊 勇 司 議員
5番 外 崎 英 継 議員	6番 寺 田 幸 光 議員
7番 黒 沼 剛 議員	8番 桑 田 哲 明 議員
9番 山 田 善 治 議員	10番 鳴 海 初 男 議員
11番 松 本 和 春 議員	12番 木 村 慶 憲 議員
13番 成 田 和 美 議員	14番 吉 岡 良 浩 議員
15番 秋 元 洋 子 議員	16番 平 山 秀 直 議員
17番 三 潟 春 樹 議員	18番 木 村 博 議員
19番 山 口 孝 夫 議員	20番 伊 藤 永 慈 議員
21番 木 村 清 一 議員	22番 加 藤 磐 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	佐々木 秀 文
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	中 谷 吉 範
会 計 管 理 者	伊 藤 一二三
教 育 長	原 真 紀

教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	有 馬 敦
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
事 務 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会事務局長	
経 済 部 参 事 ・ 農林政策課長事務取扱	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	鳴 海 新 一
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
商工観光課長	工 藤 義 人
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	永 山 大 介

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長谷川 哲
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第57号から

日程第5 議案第68号まで

○磯邊勇司議長 日程第1、議案第57号 専決処分の承認を求めることについてから日程第5、議案第68号 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案5件について、去る1日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、一括議題とした議案第57号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第59号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例等の一部及び都市計画税条例の一部を改正し、専決処分したものであるとの説明に対し、負担調整措置の上昇幅について、市単独の改正か等の質疑があり、負担調整額は令和4年度に限り2.5%、令和5年度以降は5%の上昇幅となる、市単独ではなく、負担調整措置改正によるものであるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第62号 五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は所得税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条例において法令改正に伴う引用条項ずれを整備するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 五所川原市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は所得税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条例において法令改正に伴う引用条項ずれを整備するもの、また五所川原市の全域が過疎地域として令和4年4月1日に公示されたことに伴い、従来のみなし過疎の規定を削除するものであるとの説明に対し、産業振興促進地域はどこを指すのかとの質疑があり、当該改正で五所川原市全域となるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 五所川原市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本件は五所川原市過疎地域持続的発展計画を変更するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第57号及び議案第59号の2件は承認、議案第62号から議案第68号までの3件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第6 議案第58号から

日程第9 議案第65号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第6、議案第58号 専決処分承認を求めることについてから日程第9、議案第65号 工事請負契約の締結についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○松本和春民生文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案４件について、去る１日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は国民健康保険税の基礎課税額の上限額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限額を19万円から20万円に引き上げ、これに介護納付金課税額を加えた国民健康保険税の上限額は99万円から102万円になること、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例措置を令和４年３月31日から令和５年３月31日まで１年間延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合について、特例として受け付けていた減免申請の期限を１年間延長し、令和４年度分の介護保険料も対象とするものであるとの説明に対し、減免申請の件数についての質疑があり、令和３年度の減免申請の件数は３件であるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第64号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は五所川原市国民健康保険運営協議会の委員構成を被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各定数を４人から３人に改め、被用者保険等保険者を代表する委員２人を追加するものであり、令和４年度の改選を機に変更するため提案するものであるとの説明に対し、公益を代表とする委員について、被用者保険等保険者を代表する委員について等の質疑があり、公益を代表する委員とは一般的に学識経験者として中立的立場にあって一般の利益を代表する者とされており、これまで当市では市議会議員となっている、被用者保険等保険者を代表する委員とは一般的に国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の協会けんぽや共済組合など、そちらの保険者を代表する者であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 工事請負契約の締結についてであります。本件は市浦地区健康

増進施設の建設に係る工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、建築資材の高騰に伴う追加契約について、施設の管理者や利用料金について、完成後の施設について等の質疑があり、契約については現状のまま契約を締結し、必要に応じて対応していく、施設の管理者や利用料金については設置条例を9月議会で提案できるよう協議を行う、完成後の施設については高濃度の炭酸泉を用いた公衆浴場にトレーニング施設を備える予定であり、今後健康に資する事業も検討する等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第58号及び議案第60号の2件は承認、議案第64号及び議案第65号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第10 議案第66号及び

日程第11 議案第67号

○磯邊勇司議長 次に、日程第10、議案第66号 財産の取得について及び日程第11、議案第67号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○木村清一経済建設常任委員長 一登壇一

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る1日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第66号 財産の取得についてであります。本件は金木地区に配備している4メートル級の除雪グレーダが購入後20年を経過し、老朽化が著しいことから、下

取りに出し、買換えするものであるとの説明に対し、下取り価格について、下取りではなく一般競争入札により売却することについての質疑があり、下取り価格は税込みで313万5,000円である、一般競争入札により売却することは世界的な半導体不足等による納期の遅れからスケジュール上難しいとの答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 財産の取得についてであります。本件は市浦地区に配備している11トン級の除雪ドーザが購入後19年を経過し、老朽化が著しいことから、下取りに出し、買換えするものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第61号

○磯邊勇司議長 次に、日程第12、議案第61号 令和4年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○黒沼 剛予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る1日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、黒沼剛が、副委員長に成田和美委員が選任され、翌2日に付託されました議案1件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第61号 令和4年度五所川原市一般会計補正予算について、歳出第2款、コミュ

ニティ助成事業の内容についての質疑に対し、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益金を活用して、宝くじの社会貢献広報事業として行っている事業であり、今年度は藻川自治会の240万円と坂ノ上町内会250万円の2件が採択されたとの答弁がありました。

同じく歳出第2款、市民活動応援事業のコロナ対策費の内容についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により市民活動が停滞していることから、活動を活性化させるため、地域活性化や課題解決に向けた広域的な活動に対し、1団体当たり10万円を上限に補助するもので、対象は地域課題の解決を行うNPO法人や市民団体など、自発的に公益的活動を行う団体としているとの答弁がありました。

次に、歳出第3款、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の内容及び国の補正の関連で、同じような内容の生活困窮者に対する支給支援、子育て世帯に対する支給支援について、今後補正予算をどのように組むのか、また金額、対象人数についての質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活が困窮する世帯に対して生活困窮者自立支援金を支給するものである。最終日に追加提案をする予定の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、対象世帯1,650世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給し、1億2,530万円を見込んでいます。また、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業は、対象世帯1,130世帯、児童数にすると1,507人で、児童1人につき5万円を支給する予定で、7,535万円を見込んでいたとの答弁がありました。

次に、歳出第4款、自殺対策強化事業の内容についての質疑に対し、五所川原市いのち支える自殺対策計画に基づき、自殺対策は行政のみならず、平成25年度からNPO法人に事業を一部委託し、共同で取り組むことで成果を上げていたが、このたびNPO法人のほうからマンパワー不足を理由に委託内容の縮小の申出があったことから、自前で行うために報償費等に予算の組替えを行ったものであるとの答弁がありました。

次に、歳出第6款、みどりの食料システム戦略推進事業について、当市では具体的にどのような事業を推進するのかとの質疑に対し、国が策定したみどりの食料システム戦略に基づいて、本交付金の事業メニューの一つである未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援により、稲わら、もみ殻のエネルギー利用に係る効果的な活用方法を調査、検証し、持続的なエネルギーの調達と環境と調和した生産活動を可能とするモデルの創出を図るため、市内金山地区の誘致企業が今年導入する予定のもみ殻を燃料として使用する熱電発電搭載型のバイオマスボイラーを活用し、稲わらを燃料として使用する際の形状や投入量、発熱量といった実用化に向けた基礎的データを収集するための調

査を行っているとの答弁がありました。

次に、歳出第8款土木費、舗装補修事業の財源振替になった理由についての質疑に対し、本事業は社会資本総合交付金を国の補助財源として活用しており、今年度補助ベースで5,613万5,000円の要望額に対して1,321万6,000円の低い内示額が示され、本事業は道路舗装修繕計画を策定しており、計画どおりの事業を実施するため、内示額と要望額の差額4,291万9,000円を国庫支出金から減額し、地方債として4,290万円を充当し、今年度事業を進めていくとの答弁がありました。

次に、歳出第10款、感染拡大防止事業で小中学校に抗原検査キット、PCR検査キットを整備することになっているが、キットはどこに保管するのか、また当市では廃棄が出ない措置をどのようにするのかといった質疑に対し、検査キットの保管については従前どおり学校規模に見合った数量を学校に配置し、各学校で保管する、また学校で検査キットを使い切った際に予備として必要となる分については教育委員会で保管する、検査キットの購入に関しては過去の使用実績や、使用期限切れにならないよう感染拡大の状況を勘案しながら随時購入するとの答弁がありました。

審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯邊勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第70号

○磯邊勇司議長 次に、日程第13、議案第70号 令和4年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第70号は、令和4年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,023万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ315億5,603万9,000円とするものであります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る費用、子育て世帯生活支援特別給付金に係る費用及び立佞武多の館大規模改修に係る調査費用を計上するため提案するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号 令和4年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第2号

○磯邊勇司議長 次に、日程第14、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

20番、伊藤永慈議員。

○20番 伊藤永慈議員 一登壇一

発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提案理由を説明いたします。

依然として新型コロナウイルス感染症の終息のめどは立たず、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けており、また景気の悪化で失業や労働時間の短縮に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者となっています。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げることと賃金の底上げを図ることが不可欠であり、格差と貧困を縮小するためには最低賃金大幅引上げと地域間格差をなくすることが重要であり、2021年の地域別最低賃金改定は最高で東京の時給1,041円ですが、青森県では822円にすぎず、毎日8時間働いても年収171万4,000円であります。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、最低賃金の抜本的な引上げと全国一律制にしていくことを要望するものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成11票

反対10票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

発議第2号を可とする議員の氏名

1 番 藤 森 真 悦 議員	2 番 花 田 進 議員
7 番 黒 沼 剛 議員	8 番 桑 田 哲 明 議員
9 番 山 田 善 治 議員	10 番 鳴 海 初 男 議員
18 番 木 村 博 議員	19 番 山 口 孝 夫 議員

20番 伊藤 永慈 議員

21番 木村 清一 議員

22番 加藤 磐 議員

否とする議員の氏名

3番 高橋 美奈 議員

5番 外崎 英継 議員

6番 寺田 幸光 議員

11番 松本 和春 議員

12番 木村 慶憲 議員

13番 成田 和美 議員

14番 吉岡 良浩 議員

15番 秋元 洋子 議員

16番 平山 秀直 議員

17番 三潟 春樹 議員

◎日程第15 発議第3号

○磯邊勇司議長 次に、日程第15、発議第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

発議第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提案理由を説明いたします。

昨年11月30日、米軍三沢基地所属のF-16戦闘機が深浦町の民家周辺と中学校まで800メートルの森林に各1個ずつ燃料タンクを投棄しました。一步間違えば大惨事につながるもので、許されるものではありません。青森県知事や県議会、深浦町町長や町議会が事故原因の究明と飛行中止を要望したにもかかわらず、2日後に飛行訓練を開始したことは青森県民をじゅうりんするものです。

米軍が日本の空を飛び回ることができるのは、日米地位協定によるものであります。この協定は、1960年に結ばれましたが、国会で十分審議されることもなく、今日まで一度も改定されていません。全国知事会は、令和2年に日米地位協定の抜本的見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」を三村知事も含めて全会一致で採択しました。この提案の採決以降、「日米地位協定の見直しを求める意見書」が9道県の市町村議会で採択され、県内でも上十三地区を中心に12町村で採択されています。事故や事件は繰り返され、国民の命と暮らしが脅かされている地位協定を抜本的に見直すことを強く求めます。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。

念のため申し上げます。

発議第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書について、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯邊勇司議長 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成11票

反対10票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

発議第3号を可とする議員の氏名

1 番 藤 森 真 悦 議員	2 番 花 田 進 議員
7 番 黒 沼 剛 議員	8 番 桑 田 哲 明 議員
9 番 山 田 善 治 議員	10 番 鳴 海 初 男 議員
18 番 木 村 博 議員	19 番 山 口 孝 夫 議員
20 番 伊 藤 永 慈 議員	21 番 木 村 清 一 議員
22 番 加 藤 磐 議員	

否とする議員の氏名

3 番 高 橋 美 奈 議員	5 番 外 崎 英 継 議員
6 番 寺 田 幸 光 議員	11 番 松 本 和 春 議員
12 番 木 村 慶 憲 議員	13 番 成 田 和 美 議員
14 番 吉 岡 良 浩 議員	15 番 秋 元 洋 子 議員
16 番 平 山 秀 直 議員	17 番 三 潟 春 樹 議員

◎日程第16 発議第4号

○磯邊勇司議長 次に、日程第16、発議第4号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 一登壇一

発議第4号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援を求める意見書の提案理由を説明いたします。

国保総合システムは、診療報酬等の審査支払いと、市町村等国保保険者の各種業務を共同で処理している国保事業運営の根幹を支える極めて公共性の高い重要なインフラと言えるシステムであります。令和6年3月、保守期限を迎え、システム更改が行われます。

こうした中、国保総合システムの次期更改に当たっては、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金システムとの整合性の確保が求められたことから、システム

更改計画を大幅に見直すこととなり、更改経費は当初想定を大きく上回ることとなりました。そのため、全国の国保連合会が準備している減価償却積立金と審査支払い手数料の引上げによる国保保険者の新たな負担並びに令和４年度に予定されている国の財政支援を充ててもなお、100億円を超える財源不足が見込まれています。よって、本市議会は、国の意向を踏まえて実施する国保総合システムの次期更改及び運用に関わる経費については、財政が逼迫する国保保険者にこれ以上の追加的な負担が生じないよう、国の責任において十分な財政措置を講じるよう強く要望するものである。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第４号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 発議第５号

○磯邊勇司議長 次に、日程第17、発議第５号 国民の祝日「海の日」の７月20日への固定化を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、成田和美議員。

○13番 成田和美議員 一登壇一

発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提案理由を説明いたします。

国民の祝日海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。我が国と海との歴史的、文化的及び経済、社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望するものです。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○磯邊勇司議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

磯邊議長をはじめ、黒沼予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映をしてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波は落ち着きを見せ始めており、今後は社会経済活動再開に向けた動きが進むものと認識しております。このような中、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが基本となりますが、本定例会ではコロナ禍の影響により、これまで制限を余儀なくされてきた市民活動団体及び伝統芸能継承団体の活動を支援するための経費について議決いただいたところであり、地域に活力を取り戻し、明るい兆しとなることを期待しております。

また、先般、2年間中止せざるを得なかった五所川原立佞武多が3年ぶりに開催されることが決定いたしました。例年より規模を縮小しての開催となりますが、感染予防対策など安全を最優先としながら、子供たちの笑顔があふれる祭りとなるよう、そしてまた地域活性化のきっかけとなるよう、関係団体との綿密な連携の下、取り組んでまいりますので、議員各位にはより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、これから夏に向かって暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍くださいますよう祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○磯邊勇司議長 これにて令和4年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月9日

五所川原市議会議長 磯 邊 勇 司

五所川原市議会議員 木 村 博

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈